評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

1 上 在心。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されて	いる。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され 周知が図られている。		法人グループ園共通の運営理念が定められており、ホームページやパンフレット等に記載している。定期あるいは中途で採用する職員には法人が入職研修を行い、運営理念等を記載した「新入社員・入社時研修」と題する冊子を配付し、説明して周知を図り、臨時職員には園長がオリエンテーションを行って周知徹底を促している。また保育課程に記載して、年度切り替え時に職員会議等で共有する機会を設けている。保護者には入園説明会時に保育理念等を掲載した「重要事項説明書」に基づいて説明を行い、周知を図るとともに、玄関ホールに掲示して職員・保護者に喚起する取組も行っている。

I-2 経営状況の把握

I ー 2 栓宮状况の把握			
	第三者評価結果	コメント	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応して	いる。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善のために、園長は自らが参加する市内の保育園長会や、毎月の市役所保育課への業務連絡訪問の機会を利用して得た情報を園運営に活かすとともに、法人に報告しており、法人の担当者が収集した国や県の社会福祉事業全体に係る情報とを集合整理して分析し、法人経営に反映させる仕組みがある。これらの情報に基づき、園では実施する保育サービスに係る中・長期計画に結びつけている。	
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、園ではその内容の確認はできない。保育サービスに係る事項については、重要度や緊急度に応じて、法人やグループ園の園長会議で共有し、改善に向けた話し合いを行い対策を講じている。また園では0歳児の受け入れ枠の拡大や経費の有効活用化を図るなどして、財務面への改善に努めている。職員への周知は、その内容の性質を園長が判断選択して職員会議で行っている。	

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確	にされてい	る。
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確 にした計画が策定されている。	b	4項目の実践課題を定めた「5年長期計画目標」と、さらに具体的な項目に落とし込んだ各年度の「中期計画」を策定し、園運営に取り組んでいる。組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、これらの事項に関わる中・長期的な計画立案は法人が行い、園では主に職員のマネジメントや保護者対応、保育サービスに係る各種取組など、サービス提供に係る事項を中心にマネジメントを行うという役割分担がなされている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年 度の計画が策定されている。	b	園では、中・長期計画策定の一環として策定した「中期計画」の内の年度計画と、保育課程に基づく年間指導計画等を策定して取り組んでおり、上記のとおり運営や組織マネジメントに係る各分野のうち、保育提供に係る主要な活動を園、それを支える事務・財政・人事等に係る後方支援を法人が行う形となっている。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の 把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解 している。	b	保育計画や行事に係る事項については、年に2回(前期・後期)、職員会議で評価・総括して共有を図り、次期の計画に反映させる仕組みがある。またグループ園の園長会・勉強会の中で共通の計画を策定して反映させている。組織体制や設備の整備、財務状況等に係る事項は法人で行っている。新年度の事業計画については3月の職員会議で職員への周知を図っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	保護者には入園説明会時に重要事項説明書に基づいて説明を行い、周知を図っている。提供する保育サービスに係る計画については園長・クラス担任と保護者で構成する運営委員会(年3回)で説明するとともに、年間行事計画・園便り・クラス便りの配付や、玄関・クラスの掲示板等で詳細に伝えている。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

1-4 倫征サービスの負の向上への組織的・計画的な取組				
	第三者評価結果	コメント		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計	画的に行わ	れている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		提供する保育サービスの質の向上を目的として、職員による保育計画や行事等の評価に取り組み、保護者には、日々のコミュニケーションや各種行事後のアンケート、クラス懇談会や毎年の職員による園についての自己評価、第三者評価の受審等を通じてニーズの把握に努めている。検討する場として職員会議・運営委員会等があり、法人と関連する事項は、関係部署と連携して取り組む仕組みがある。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	前項で得た評価結果や保護者からのニーズ等は該当する会議でPDCAサイクル手法を用いて検討し、職員間・関係者間で共有化を図るとともに、文書化して中・長期計画や次年度計画に反映している。		

評価対象 II 組織の運営管理

Ⅱ − 1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任 を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割・責任については法人の「保育園業務マニュアル(以下『業務マニュアル』)」に示されており、園長は年度初めの事業計画発表時に、自らの経営・管理に関する方針と取組の内容を職員に明確にしている。園長は有事に備え、防火防災管理責任者として消防計画を作成し、避難訓練時には自衛消防隊長として指導の任にあたっている。また病気・事故発生時の緊急フォローを作成し、職員全体に周知させている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	法人の各種マニュアルに職員として守るべき法・規範・倫理は施設の最低基準や監査項目・虐待の防止・個人情報の保護などが明記されており、園長は理解して園の運営に取り組んでいる。関係法令の制定や改定、関係する事故や先進事例等が生じたときは、グループ園の園長会議で取り上げ共有している。また緊急時には法人通達で行うこともある。園長は、その内容に応じて職員会議で 職員に周知を図っている。また緊急度が高い場合は園長がクラスを回って伝達することもある。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮され	ている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意 欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	利用者の立場に立った保育サービスの提供を目的に、園長は、職員が取組む各種事業計画の見直しや、週日案に始まる各種指導計画の見直しなどの評価・分析を行い、改善対策に取り組んでいる。また職員会議や個別面談の場を設け、職員から意見聴取を行い、質の向上につなげる仕組みがあるほか、法人や行政の会議に参加して、関連する事項を職員会議で周知させている。職員には園内外の研修に参加させるなどして人的質の充実を図っている。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を 高める取組に指導力を発揮している。	b	経営に係る人事・労務・財務等に係る事項は法人の専権 事項になっているが、園長は裁量の範囲の中で業務の改善や実行性を高めるための取組を行っている。また必要 度・重要度に応じて法人の担当者と協働する仕組みがあ る。職員の役割は業務マニュアルに示されており、園長 は組織運営の円滑化を図るために、前項に挙げた取組に 加え、職員の意識形成や業務の実効性に向けた取組を推 進している。		

評価対象 II 組織の運営管理

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ−2 福祉人材の確保・育成		
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管	理の体制が	 整備されている。
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		法人がグループ園全体の人材確保・育成を統括しており、計画的に取り組んでいる。欠員が予測される場合は、園長が法人に報告し、定期・中途等採用者の配属やグループ内での異動等で必要とする人材を確保している。採用した人材に対しては、法人による入職時の基礎研修、及び園が求める能力やスキル等の能力の向上を目的とした日常的な指導に加え、内外の研修に参加して学ぶ仕組みがあり、実施されている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	期待される職員像を「保育士人材育成ビジョン」として示している。人事基準に関する事項は就業規則・給与規則等に定め、職員個々の専門性や、職務遂行能力、職務や貢献度等の評価は、職員(層別・職種別)が昇給・賞与の査定時に行う自己評価(目標設定を含む)に基づいて行っている。査定時とその結果をフィードバックする時(年2回)に園長面談を実施して目標達成度等の確認を行っている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされてい	る。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握 し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	労務管理は園長が行い、全職員の就業状況を把握し、法人の担当部署が統括管理する仕組みがある。シフト表の作成時には職員各自の希望を確認し、職員の年次有給休暇の取得は希望通り承認するなどの配慮をしている。法人は「良い職場委員会」を設けており、職員は自由に参加して意見交換ができる環境がある。また園長は、職員が出勤時に記入する「衛生チェック表」や観察によって職員のメンタル面を含む健康状態等の情報を日常的に収集し、適時、声かけをするなどして問題解決に向けて取り組んでいる。福利厚生として、スポーツジムの割引利用、部活動や親睦会への補助などの制度がある。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立	されている	o
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向け た取組を行っている。	b	法人は期待される職員像を「保育士育成ビジョン」として示している。個々の職員への育成の取組は、個々の職員が作成する昇給・賞与の査定時の「自己評価(設定目標を含む)」に基づく園長面談で問題・課題を把握し、個別・層別(新人、中堅、主任等)・職種別ごとの育成計画(前期・後期)につなげている。査定の結果をフィードバックする時(年2回)に園長面談を実施して目標達成度等の確認や計画の更新を行っている。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	а	前項内容の取組を踏まえ、個別・層別・職種別の年間研修計画が策定されている。法人に毎月開催する階層別研修・自由選択研修等のプログラムが用意されており、職員は個々のレベル等に応じた研修を選択して参加している。また外部研修への参加も認めている。法人は毎年、研修プログラムの見直しを行っている。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修 の機会が確保されている。	b	個々の職員の専門資格は入職時に確認し、知識・技術水準は日常の業務への取り組み姿勢や自己評価に基づく園長面談で定期的に確認している。個別・層別・職種別研修への取組状況は前項のとおりで、シフト調整等を行うなど、職員が研修に参加しやすくなる配慮を行っている。新卒職員には指導にあたる先輩(チューター)をつけてOJTを行い、その日のうちにフィードバックを行うという制度がある。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専	門職の研修	・育成が適切に行われている。
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れは園長が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含むマニュアルが整備されている。園長が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。実習生用のプログラムを用意し、計画を立てて取り組んでいる。実習生の受け入れに際しては、期間を通して学校側と連携して取り組み、より成果の上がる実習を目指している。
	1	<u> </u>

評価対象 II 組織の運営管理

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組	が行われて	いる。
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページにグループ園共通の運営理念、提供する保育サービスの基本コンセプトとその内容、所在地等を詳細に掲載している。財務等の情報は、法人グループの統括法人のびはホームページに掲載されているが、当園が属する法人及び当園のものは確認できない。また地域に向けた活動説明は運営委員、第三者委員を通して行っているが、限られた範囲にとどまっている。苦情・相談体制に関する事項については、重要事項説明書に概要を掲載して保護者に伝えている。また毎年度第三者評価を受審し、その結果を玄関のカウンター上に置いて自由に閲覧できるようにしているほか、県のホームページを通じて市民に公開している。
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な 経営・運営のための取組が行われている。	b	法人が事務・経理・取引等に関する事項を統括管理しており、園における手続きや処理等の方法については業務マニュアルに示して、入職時の研修で周知を図っている。園では園長が法人の定めるルールに基づいて適正な把握・処理に努めており、法人による内部監査を毎年実施している。また県による監査や市による巡回指導を受けている。当園が属する法人組織の形態特性から、単独で公認会計士等の監査を受ける仕組みにはなっていない。

評価対象 II 組織の運営管理

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ一4 地球との父流、地球貝駅 「	T	
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されてい	<u>රං</u>	
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりへの取り組み姿勢については法人の運営理念に示されており、取組は個々の園に委ねられている。当園では、近隣の小学校の総合的な専門学習時の保育士・園児との交流や、地域の大学が主催する食物アレルギー講座への栄養士の参加、隣接する商業施設の協賛を得て行う行事など、地域との交流を広げる活動に積極的に取り組んでいる。また地域の子育てや子どもの人権等と関連する行政等の情報を玄関ホールに掲示するなど、保護者への情報提供にも努めている。
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れは園長が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含む「ボランティア (職場体験) 受け入れガイドライン」が整備されている。園長が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。ボランティア用のプログラムを用意して、計画を立てて取り組んでいる。地域の歯科衛生士による口腔ケアに関する講習会、大学生による読み聞かせなどを受け入れるほか、地域の中学校の職場体験に際しては学校と連携して取り組む仕組みとなっている。
■ 1 - 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている	0	
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市役所・保健所・消防署・警察署・児童相談所・医療施設等と必要に応じた連携が取れるよう、連絡先等を一覧化して掲示している。市の保育園長会においての情報交換や問題解決に向けての取組、また市の保育課との連携や近隣の商業施設・郵便局との協力関係など、地域との関連性を重視して推進しており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化に取り組んでいる。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応として、要保護児童対策地域協議会に参加している。また児童相談所とは連絡網ができている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っ	ている。	
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機 能を地域に還元している。	а	当園の専門性を活かした取組として、地域の子育て家庭に向けた「ふれあい保育」を計画的に実施しており、地域の未就園児たちが園を訪れ、在園児とともにさまざまな活動を体験できる機会を設けている。また園内にAEDが設置されており、 職員が対応できることを近隣の第三者委員に伝え、緊急時には支援活動に活かせることとしている。地域の関係諸機関や近隣とは前項に挙げた取組を行っており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化を図っている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公 益的な事業・活動が行われている。	а	地域の関係機関・団体との連携を通じて地域の子育てニーズの 把握に努めている。園では、「5年長期計画目標」の中に地域 との関わりについての項目を示し、地域の子育て家庭との交流 を目的とした「ふれあい保育」、子育て支援を目的とした、栄 養士による食事・栄養指導、地域在住の歯科衛生士による口腔 育成、発達の専門家による子どもの育て方などの公開講座に取 り組んでいる。また参加者からの子育てに関する質問等にも応 じている。

評価対象皿 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス 	,	
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されて	いる。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	運営理念や保育理念は利用者を尊重した内容となっており、職員には入職時や内部研修の機会を設け徹底し、保護者には入園時の説明会等で伝えている。保育サービスの提供に際しては、保育課程に始まる各種指導計画の作成・実施・振り返りの中で、子どもが日常の関わりを通じて互いを尊重し、認め合う環境づくりながら平ともの人権などのことも踏まえ、職員間の共有を図りながら取り組まり、法人の主任保育士向け勉強会での学びを活かした子どものはまり、経営層が会議や現場での個別指導において、子どもへの言葉かけ等についても実務的な観点で啓発がなまれている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	法人により、不適切な事案が生じた場合の対応方法を含む権利擁護・個人情報保護・虐待防止等についてのマニュアルや規定が定められており、職員には内部研修を通じて周知されている。また業務に携わる職員の姿勢・責務等についても上記の内部研修等で周知を図っている。保護者には入園説明会時に重要事項説明書に基づいて説明を行っている。園ではこれらの事項を踏まえて保育サービスを提供している。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と	同意(自己	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	入園希望者には系列園共通の運営理念とその説明、子どもの「生きるカ」の育みや五感で感じる保育活動、英語・体操・リトミッりりと提供する保育の特色や一日の生活、施設の概要と園舎内の見取図などを掲載した、A4三つ折体裁のパンフレットを手渡している。また法人開設のホームページでは、保育理念・運営理念など、系列園共通の保育の特色などを写真や動画を交えて紹介するほか、チ・ハード両面の安全への配慮、各種知育・食育プログラムなど、系列園共通の保育の特色などを写真や動画を交えて紹介するほか、サイト内の当園のページに園の所在地・連絡先へ対にも、カインの保育活動や行事などを楽しむそどもたちの様子が紹介である。また坂戸市役所の保育課窓口に上記パンフレットが常備されている。また坂戸市役所の保育課窓口に上記パンフレットが常備されている。また坂戸市役所の保育課窓口に上記パンフレットが常備されるには、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京で
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に あたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	新年度入園の世帯には合同の説明会により、年度途中の入園の場合は個別に、それぞれ各種重要事項を説明している。入園のご案内(重要事項説明書)」をもとに、運営理念や園目標、保育の各種内容や入園後の生活で使用する日用品、保健・食事や災害時対応など、通園に際して必要な情報全般を説明し、質疑応答と書面による同意の確認を行っている。また4月の懇談会でも、別途資料を用いて登降園時の約束事や服装・持ち物の管理・発熱時など緊急の際の連絡などについて、再度説明を行っている。保育料金や延長保育利用など、利用状況に変更が生じる場合はそのつど保護者と確認し、変更後の内容を所定の様式に記載している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	利用終了時には、子どもが園を巣立った後も来園や相談等を随時歓迎する旨を保護者に伝えるほか、年度途中で転退園する子どもには、その子どもの写真とクラスメイトからのメッセージなどを載せたメッセージカードを手渡すなどの配慮をしている。また夏祭りや運動会への参加を呼びかけ、運動会では卒園児が参加できる競技を設けるなど、関係や支援の継続に向けたフォローアップにも取り組んでいる。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	•	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	毎年の職員による園についての自己評価や、第三者評価 受審時の利用者調査に加え、各種行事後のアンケート、 クラス懇談会、個別面談等の機会を設けて要望等の情報 を収集している。収集した情報は該当する法人や園内の 会議(運営委員会を含む)で検討して施策に反映するな ど満足度の向上に努めている。

評価対象皿 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス ┃		コメント
□ □ − 1 − (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が		
Ⅲ 1 (4) 利用省が忠晃寺と述べてする(4) (4) 目前の記憶を表すると述べてする(4) (4) 目前のは組みが確立しており、周知・機能している。		保護者の相談・苦情・意見対応窓口として、法人の担当 部署、園の苦情解決責任者等、また第三者委員を示し、 保護者には「入園のご案内(重要事項説明書)」に記載 して入園説明会、進級時の新年度説明会で周知を図って いる。また園の玄関にもその旨を記した掲示物を掲示し ている。受け付けた意見等は所定の様式に記録して、法 人及び職員に周知するとともに改善策等を検討し、個々 の保護者に直接フィードバックしている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べや すい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	園便りや玄関ホールへの掲示物で、意見・要望等を随時 受け付けていることを示している。また相談スペースを 空いている保育室にするなど環境にも配慮している。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	法人が作成する業務マニュアルに相談や意見等を受けた際の詳細な対応方法を示しており、定期的に見直している。職員は、日々の保育サービスの提供において、保護者が相談や意見をしやすいよう配慮し、適切な対応や傾聴をするなど、組織的に取り組むほか、玄関に意見箱を置いている。案件によっては法人と協働して解決を図るほか、迅速な対応を原則としつつ、時間が必要な場合は中間報告として進捗状況を説明している。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供の	ための組織	的な取組が行われている。
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの 提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築さ れている。	а	法人が安心・安全に係る取組を示すマニュアルを定めている。園では園長をリスクマネジメント責任者とし、事故等、あるいは告書にが生じた場合は、クラス職員がその内容をアクシデント報告を限立して、法人に報告している。法人はグループ園全体の関連情報を復し、法人に報告している。法人はグルー置き去りなど保育中のしてのでは、誤飲や子どもの飛び出して傘で得たでは時発信ともの、園長が参加する法人支社の安全委員会で得た他園事解とといる。場合にも消防署の来園によるAED/心肺蘇生訓練のほか、訓練」のも今年度開始され、夏季のアーは法人、活動にないるの他にも消防署の来園によるAED/心肺蘇生訓練のほか、記を園で園内での毎月の心肺蘇生訓練のにいる。その他にも消防署の来園によるAED/心肺蘇生訓練のほか、割全園で園内での毎月の心肺蘇生訓練のことは法人策定の指針にも対して、環境省の「暑さ指数」を毎日確認し、活動するなど、利益に基づき、環境省の「暑さ指の一つとする安全・安心の維持向上に向けたさまざまな取組を行っている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	法人が作成する感染症についてのマニュアルに管理体制を含む取組内容を定め、園内研修等で周知している。感染症が発生した場合は、口頭や掲示物で保護者に注意喚起すると同時に、園内の清掃方法を通常対応から感染時対応に切り替えている。サーベイランス(感染症情報収集システム)を活用し、自園での発生時の入力はもとより、適時、地域の発生状況を把握してその情報を職員に伝え、保護者には玄関ホールに掲示して伝えている。とより、感染症の蔓延防止に向けた「スタンダードよらに本年10月より、感染症の蔓延防止に向けた「スタンダード点での感染症発生の有無を問わず、血液や汗を除く体液、分泌物・サロの感染症発生の有無を問わず、血液や汗を除く体液、分泌物・サロの感染症発生の有無を問わず、血液や汗を除く体液、分泌物・サロ物等の付着した衣服などは、洗浄処理せずにそのままビニールに密封し、保護者に返却して感染症リスク抑制につなげる決まりを設けている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全 確保のための取組を組織的に行っている。	b	法人が示す業務マニュアルに従い、災害時の対応体制については、立地条件等からの災害の影響を考慮した防災計画を策定し、その中で管理者・担当者を決め、備品や備蓄食料の用意もしており、毎月、避難訓練を行っている。また災害時の連絡手段確保の一環としてメール配信システムを導入しており、その訓練も定期的に行っている。

評価対象皿 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方	法が確立し	ている。
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	а	業務マニュアルに保育提供の各場面から各種事務処理まで、業務全般の実施手順や考え方がまとめられ、虐待や保健衛生関連等の別の各マニュアルとともに事務室に常備・供覧されている。教室内に通報や緊急連絡、アクシデントを掲示するほか、園独・野の一覧や健康観察用のきまり」を作成口にしない。 連・大きのがは、のでは、ときのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見 直しをする仕組みが確立している。	b	業務マニュアルその他の法人策定の各種手引書類は本社が系列各園の事例や関係の法令・通達等の改定を踏まえて随時見直しを行っており、今年度は「保育室衛生マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」がそれぞれ改定されている。園内では月2回及び隔月に夜間にも行う職員会議、園長・主任も加わるクラス単位の各会議で、折々の保育の環境・活動に関する検討や、子どもへの個別支援に関する話し合い、直近の行事の企画や反省など、現場の実務に関する課題抽出や問題解決が随時なされている。
□-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サー	ビス実施計	画が策定されている。
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	登園初日に各家庭と個別に面談を行い、保護者が記入・提出する「お子様の状況について」「児童健康調査票」などの各様式と「入園前面談シート」に基づいて、家庭環境や睡眠・排せつ・言語するの発達状況、既往歴・アレルギーの有無を含む保健・食事に関する各種状況や家庭の要望・方針などを確認し、職員会議等で組織内での共有を図るともに、各様式は個別のファイルに綴り、各種状況や家庭のともに、各様式は個別のファイルに綴り、人間後の各園児の心身の発達の推移は、日々の保育などから名別での場別と、成長発達の課題・見通しの観点での所見の記入を、それぞれ年齢に応じた周期で行っている。また保育課程のもとで各年齢の年間指導計画を毎年度開始時に立家に、幼児に配したの発達のねらいを個人別に配けるほか、幼児に手の場所では毎月の発達のねらいを個人別に設けるほか、幼児にもでには毎月の発達のねらいを個人別に設けるほか、幼児にもでには毎月の発達のおいるとともに、法人の発達大況に応じ個別に月の計画を作成するとともに、法人の発達大いの助言も適宜活用しながら、それぞれの特性や発達状況に応援助に努めている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計 画の評価・見直しを行っている。	b	保育課程は系列園共通の様式をもとに毎年度園内で見直しを行い、これをもとに各年齢で年間指導計画を作成し、月・週の計画に展開している。これら短期の各計画は毎月・週末に各担任が評価反省を行い、園長・主任の確認のもとで次期の計画につなげており、年間計画は年4期の各期末に振り返りを行っている。また週の計画は1週間の毎日の主活動を好天・雨天ともに設定して作成し、変更があれば赤字で修正する仕組みとしている。月の計画の評価反省の記載には、ねらい等に対する考察を踏まえた記載という観点で、クラスや記入者ごとにばらつきも見られることから、さらなる工夫や組織内での認識の共有も期待される。

評価対象皿 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行	われている	0
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス 実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さ ている。	b	子どもの心身の発達の状況は、入園時に提出される上記の各様式のほか、児童票への定期的な記録によってその推移を管理しており、毎日の保育の実践結果や子どもの姿は、2歳以上児の保育日誌や0・1歳児の「生活記録簿」、各年齢の個別またはクラスの指導計画の評価反省欄に記録されている。これらの記載は園長・主任が確認し、必要に応じれる。また前述の職員・クラスの各会議を中心に、保育内容や各園児の発達の状況・見通しなどの共有を図るとともに、「との職員の発達の状況・見通しなれる様式をの他の毎日記入される様式をもとに、時間帯ごとの職員間での申し送りがなされている。今年度、系列全園で登降園管理や保護者との各種連絡通信、ヴェが導入され、今後順次活用が進められてゆく予定とは、ウェおり、保育の計画・記録類についても、中・長期的な観点でされ、のソフトの利用による作成・記入へと移行することとされている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体 制が確立している。	b	個人情報の各種取り扱いについては、法人策定の業務マニュアルや「個人情報保護マニュアル」に示されており、各種書類は本部の規定に基づく年度開始時などの整理・移動を行いて、外の設定を開始についてもPCや各種データへのパスワードの設定を行うには、大によるのででは、大きなのででは、大きなでのでは、大きなでのでは、大きなでのでは、大きなでのでは、大きなでのでは、大きなでのでは、大きないのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、は、大きないでは、大きないは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないは、はいは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいはないは、はいはないは、はいはないはないは、はいはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはな

評価対象IV 内容評価基準

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1)養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や 目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域 の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は法人策定の共通様式をもとに毎年度園内で見直しを行い、各年齢の年間指導計画作成の指標としている。系列園共通の運営理念・保育理念のほか、園目標「じょうぶな身体、元気な子ども」「思いやりのある子ども」「自分で考えて行動できる子ども」をもとに、保育所保育指針に定める養護・教育の各領域などを踏まえ、年齢ごとに標準的な育ちの姿を記載している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育	の一体的展	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、 子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備し ている。	b	季節ごとの温度・湿度の基準を定め、各室に掲示するほか、室内外に手洗いのできる水道設備を設定し、0・1歳児室には床暖房設備を設置している。また1歳児室を可動式の仕切り等で遊び・食事・睡眠のエリアを区分し、0歳児室もカーペットで遊びのコーナーを設定するなど、生活場面ごとの活動・行動の流れやメリハリを持てるようにするほか、その他各室も棚等の子どもの目と手の届く位置に各種玩具・教材・絵本等を配置し、場面に応じたテーブル・椅子の移動等で代償のスペースを柔軟に確保し、子どもが活動内容やその時々の欲求・発想に応じて取り組めるようにするなど、主体性の喚起に配慮している。また2歳以上児各室は1室をパーティションで区切る設計としており、夏祭り等で区分を取り払ってスペースを広く使うことも可能となっている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	全体の会議を月2回、クラス単位の会議をそれぞれ毎月行い、毎日の申し送り等と併せ、子ども一人ひとりの近況や発達の課題・見通しを職員間で共有し、それぞれの育ちの現在を踏まえ、それに寄り添った援助の保障に努めている。また市の専門職による巡回指導が年2回持たれ、子どもの視察と専門的な観点からの発達に関する最高の援助について検討するほか、必要には法人の主任向はである。支援を受けられる体制を整えている。さらに法人の主任向明を直接を受けられる体制を整えている。は法とに、脅かす・否定するを無視するなど、保育現場での支援を受けられる体制を整えている。保育現場を正がらないのでおり、更衣室には子どもの最善の利益の尊重や権利・プラ領領をおり、更衣室には子どもの最善の利益の尊重や権利がある。健全な発達の保障などを謳う保育し団体の倫理綱領を掲示している。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を 身に付けることができる環境の整備、援助を行って いる。		食事・活動や活動では、生活では、大切のなど、大切のなど、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では

評価対象Ⅳ 内容評価基準

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育	の一体的展	開
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる 環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保 育を展開している。	a	上記A-1- (2) -②に既述の通り、各室で食事と遊びのエリア区分や子どもが選び、手に取れる位置への各種玩具・教生活と遊びの保障、遊びのコーナーの設定など、有自発的な生活と遊びの保障に向けた環境の工夫がなされておいる。とも深いのようで、系列は関係での職員の視察見学なども採り入れながら、継続的に取り組まれている。また1歳以上児が異年齢でグループを組んで活動する「わくわくタイム」、運動会や「表現発表会」など行事に向けたどの力をは受力をは、大きないの中でがある。一次では、大きないの中でが、大きながらの書館やスーパーマーケット・ショッピングモールは、4・5歳にの書館やスーパーマーケット・シュージを別にしたものに見られて、4・5歳にが設けられている。動労となど、で近くのでは吸や重にの大きもき、ての方に自分を表していまながの取組もから、年長児の食事の際の配膳や花の水やりている。のみんなの事ととともの方に自分を必要を選びるといるといるのおいたものでは、変をを表していて、大きなののなど、で多く感じであるに自分を必要をでいた。大きなどのではでが、大きなの方に自分の役割をでいたが、大きなが、大きなが、大きなが、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないののでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないののでは、大きないのでは、大きないのもまで、大きないのでは、大きないのよりに、大きないのように、大きないののは、大きないののは、大きないのもは、大きないのは、大きないのもは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのもに、大きないのは、大きないいのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないいのは、大きないのは、ないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、ないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳)において、 養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を 整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	0歳児室はカーペット等でのスペース設定による遊びと食事・睡眠のエリア分けなど、発達差や個別の生活リズムに応じた支援を考慮した環境を設定し、床暖房の設置や季節感を活かした室内の装飾など、生活の場としての快適性にも配慮している。日々の保育では抱っこなどのスキンシップや応答的な表情・言葉のやり取りなどから、一人ひとりとの愛着関係の形成を図り、子どもたちが信頼できる大人たちとの関わりの中で、心身の発達や他児との関係の育みを促せるようにしている。また保護者とは毎日の連絡帳のやり取りのほか、室内に掲示する毎月の一人ひとりの様子をとらえた写真なども活かし、送迎時などにそれぞれの日々の育ちを丁寧に伝えることに努め、緊密な連携を図っている。
A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児(1・2歳児)の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	1・2歳児の各室とも棚等で室内のい、場面に応いますで室内のい、ブロースを区分しいできき、バびを空内のい、ブローナーを区分しいで置き、がびをで変力をできたが、できまでと道具等を子どもの目と手の届もが主体を見っている。でででは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、

評価対象IV 内容評価基準

A — 1 保育内容 	第三者評価結果	コメント
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育	の一体的展	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	а	保育生は3歳児と4・5歳児に分合・大き歳児に分合をとれる。自設児に分合の取組を行ったがにいる。自設には1、1、1のの取組をなどのの取組をなどのの取組をなどのの取出をなどのの取出をなどのの取出をなどのの取出をなどのでは、1、1のの取出をなどのでは、1、1のの取出をがある。自設のでは、1、1のの取出をがある。自設のでは、1、1のの取出をがある。自設のでは、1、1のの取出をでは、1、1のの取出をでは、1、1のの取出をでは、1、1ののでは、1、1ののでは、1、1ののでは、1、1ののでは、1、1ののでは、1、1ののでは、1、1のでは、1、
A-1-(2)-® 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	年2回の市の発達支援専門員による巡回指導や、本部の発達支援チームとの随時の連携により、障害を含む子どものさまざまな特性に応じた支援を行える体制を整えている。市の巡回指導等をもとに関係職員間でケース会議を行い、必要な場合は助言を踏まえ、個別の指導計画の立案や療育機関との連携など、各家庭との協力のもとで最善の支援の提供に努めている。園舎は各所の段差の排除など、バリアフリーに配慮した造りとなっている。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための 環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		一日の生活の中で、散歩や体操・リトミックなど「動」の活動とれ、各種活動・プログラムを設定しての午前中の保育と、午後かや方にかけての場での自立を設定しての年前中の保育と、ケーを設定したのでのはなど、ないのでは、でのでのででのでででででででででででででででででででででででででででで
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	а	年長児の年間指導計画に「小学校との連携」の項を設け、就学に高。 年度児の年間指導計画に「小学校との連携」の項を設け、就学にあれて、 の主携なの発達なが、「1日日子とのを主要をからしてで文者、 の手紙をのもして、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手紙をでは、 の手では、 の手では、 の手では、 の手では、 の手では、 の手では、 の手では、 の手では、 の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に

	第三者評価結果	コメント
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に 行っている。	b	法人策定の各手引書類に保育中のケガ・体調変化や感染症・食中毒等への対応がまとめられており、嘔吐処理や心肺蘇生等の手順のでいると併せ、保健衛生面の確実な対応を行えるようにしている。また年間保健計画に、年間4期の想定される感染症予防等の取組や子どもへの保健安全指導などを定め、期ごとに振り返りを確認し、アレルギーや熱性けいれん等を含む保健面の個別の支援が過度は、アレルギーや熱性けいれん等を含む保健面の個別の支援が過度による。の様子などを確認し、暗真間の申し送りや「生活記録簿」等への記録によって情報を共有し、日中の一人ひとりへの対応に活かし、の様子などを確認し、日中の一人ひとりへの対応に活かし、また感染症が発生した際には玄関に状況や予防の心得などを掲示に、蔓延防止に向けた各家庭への注意喚起を行うほか、毎月の保健のでも感染症を含む各種疾病、歯や目の健康や衣服・靴選びなる。を発症の保健や育児に有用な情報を発信し、SIDSについても入園時などに概要やリスクを保護者に伝えている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を 保育に反映している。	b	身体測定を毎月行うとともに、年2回の内科健診や年1回の歯科検診を実施し、各園児の身体の成長や健康状態の推移を確認するとともに、保護者に結果を報告して、肥満や虫歯の予防をはじめ、必要な際の家庭との連携に備えている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	食物アレルギーへの対応については、入園時の保護者との面談と医療機関の指示書から一人ひとりの状況を把握し、個別の献立を求するとともに、保護者との毎月の面談等によって献立内容や状態推移を家庭と共有するほか、年1回の検査受診を依頼している。毎日の喫食の際には、対象児のメニューは通常食と別のトレー育室内での関係の際には、対象児のよか、調理室からの搬出や保育室内での配膳の際にそれぞれ複数職員間で確認を行うなど、事故防止のの配膳の際にそれぞれ複数職員間で確認を行うなど、事故防退での配膳の際にそれぞれ複数職員間でででは、事故防退を内での配膳の際にそれぞれ複数職員でででででは、事故により、事務室と更大室については法人制定のより、事務室との本との本の本のようにより、事務を対している。といるの保護者との面談や保護者についる。といるの保護者との面談や保護者についる。といるの保護者との直談や保護者についる。といるの連携のもとで支援を行っている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

	第三者評価結果	コメント
A-1-(4) 食事		
A-1-(4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	保育では、
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	а	献立は和洋中のバランスや栄養面に配慮は、旬の食材を発養を用いた1か月間毎日異なら、共通のように配慮としており、毎日異などもたちの食べ具合を確認などを把握している。の報告では、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままでは、ままででは、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、まま

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	!	
A - 2 - (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	毎時に保護者というでは、 でりいるで保養的では、 ののなどは、 ののなが、 ののなが、 ののは、 ののなが、 ののは、 ののに、 のに、
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	а	上記 A-2- (1) -①の各取組を通じ、保護者との日々の情報交換や、保育や子どもの育ちなどに関する共通理解の形成にも年間の形成にも書面で感見する共通理解の形成にも事後とも事務に、毎回の行事後には書面で感想を募り、向けた課題ができていて意見を収集して、次年度の企画に向けた課題ができても保護者との意見交換や質疑応答を定例でも保護者との意見をでも保護者とのの内容は記録を定例での担心が、では、その他必要に応じ随時理して、おりに言うでで個人の内容は記録がある講座を対して、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのは、大きに関するのでできた。大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに

評価対象IV 内容評価基準

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(2) 保護者等の支援	•	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	法人策定の虐待関連のマニュアルを事務室に常備するほか、毎年11月には本部の発達支援チームが虐待防止強化月間に合わせ、ファ有に関連する情報を系列各園に配信しており、その組織内での共高によって虐待等に関する職員の認識や知識の更新を図るとといる。玄関には厚生労働省の虐待に関する啓発ポスターを掲示してらる。また毎日の送迎や着脱・おむつ交換など、虐待等の兆候を子ないるを場面で、職員が子どもの身体・衛生面の状況や親子の様子に気を配り、外傷の有無や衣服・清潔の状況などがが察知された場合は、速やかに本部と連携し、行政や児童相談所に通告を行うこととしている。上記Ⅲ-1-(1)-①・A-1-(2)-②にて既述の法人の主任勉強にを踏まえた接遇面の啓発や、全職員が全37項目のチェックリストにも努めている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自	己評価)	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	毎月の全体及びクラス別の会議を通じ、直近の各年齢の保育や子どもへの発達等について、振り返りや課題検討を行うほか、半期ごとに各クラスで保育の目標・ね高いの達成等について総括的な反省を行い、それぞれ書面とめて各職員に配付するなど、各職員が自身・自クラスの保育実践を振り返りながら、それらをクラス間でも、発達援助を見通せるようにしている。また同時期に所定のシートを用い、社会性、意欲・姿勢、保育、指導力、子育て支援など6分野で個別の自己評価を行うなど、保育の質の向上や職員の啓発に向けたさまざまな取組がなされている。